

平成 25 年度第 1 回秩父市地域公共交通会議 会議録

とき

平成 25 年 12 月 16 日（月）午後 1 時～

ところ

秩父市役所歴史文化伝承館 2 階和室

出席者

委員 13 名（欠席 1 名）、事務局 7 名

内容

1. 開会

2. 会長あいさつ（会長：横井副市長）

3. 議事（議長：会長）

（1）西武観光バス「秩父巡礼バス」の新設について

事務局、事業者より資料により説明。

・事業内容（路線新設の経緯、ルート、運行期間、ダイヤ、運賃）を説明。

これに対し、議長は委員に意見を求めた。

事業者：補足説明。ボンネット型バスではないがレトロ風のバスを導入し、観光客に楽しんでもいただいたり、アニメとのタイアップを行うなどの準備を進めている。

委員：27 年度以降の運行はないのか。

事業者：今のところ 27 年度以降の運行は考えていない。

委員：延長となった場合は、タクシー業界への配慮として少なくとも地元事業者へのヒアリング等をお願いしたい。

委員：1 日当たりどのくらいの利用を見込んでいるか。

事業者：1 日当たり 70～100 人を見込んでいる。

委員：立席はあるのか。

事業者：座席は 14 席で立席は 11 人の 25 人乗りとなる。

委員：期間限定ではあるが、道路運送法上の 4 条路線か、それとも 21 条路線か。

事業所：4 条路線で行きたい。

事業者：「あの花」のラッピング 2 台（レトロ風バスと一般の乗合バスそれぞれ 1 台ずつ）運行する予定。

会長：札所午年総開帳は確実に観光客が増えるので、電車で来ていただいてバスで巡回する形でお客さんに楽しんでもいただければと思う。

委員：平日も運行すると赤字なのか。

事業者：そうになってしまう。

委員：巡礼バスは芝桜のシーズン（の平日）にもある良いと思うが。今から考えて

おくべきでは。

事業者：今のところ、平日運行は考えていない。

委員：平日運行を行う場合、陸運局への申請も面倒になるのか。

事業者：本会議にもう一度諮るか書面開催をとる必要がある。

委員：既路線があれば届け出自体は運行計画なので変更で可能。

事業者：確認だが、「巡礼バスの運行期間内の平日でも需要が見込まれる日があれば、市との協議の上で、平日運行してもかまわない」という含みを持たせて承認をいただけるとありがたいが、いかがか。

事務局：市としても、需要が見込まれる時期には臨機応変に運行の対応ができ、秩父に来ていただける方の利便性につながるのであれば、ぜひ進めていただきたい。

会長：渋滞解消と利便性が同時に実現すれば一番いいと思う。

委員：芝桜期間中は札所巡礼バスを運行するという形をとってもらえればいいのではないと思う。土日だけの運行はもったいない。

会長：観光課とも連携を取り宣伝していければ。

議長は、委員からの意見が出尽くしたところで、西武観光バス「秩父巡礼バス」の新設については、本会議で「合意に至った」ことを了承するか委員に諮った。

⇒委員から反対意見もなく、協議が調ったことが承諾された。

(2) 秩父市「お出かけ楽々バス」久那線の経路変更について

事務局、事業者より資料により説明。

・事業内容（経路変更に至った経緯、運賃（消費税増税に伴う IC 運賃を導入）、ダイヤ）を説明。

これに対し、議長は委員に意見を求めた。

会長：運行ダイヤは大幅に変わるのか。

事業者：朝の便を通院される方に合わせて、西武秩父駅 7 時 20 分発を 47 分発とする。以外は現行通り。

委員：もともとはコミュニティバスのような感じで運行しているものなのか。

事務局：そのとおり。

委員：1 日当たりの利用見込みは何人くらいか。

事業者：左回り・右回り合わせて 40 名程度を見込んでいます。

委員：「行きと帰り両方バスを使うよりも、行きもしくは帰りにバスを使って逆方向はタクシーを使う」という使い方が提案でき、人が出るという観点で考えると活性化になるのではと思う。

議長は、委員からの意見が出尽くしたところで、秩父市「お出かけ楽々バス」久那線の経路変更については、本会議で「合意に至った」ことを了承するか委員に諮った。

⇒委員から反対意見もなく、協議が調ったことが承諾された。

(3) 西武観光バス、消費税増税による運賃改定に伴う協議運賃について

事務局、事業者より資料により説明。

これに対し、議長は委員に意見を求めた。

委員：補足説明だが、西武観光バスの秩父エリアも IC カード運賃を対応させる。その際、IC カードでは 1 円刻み・現金の場合は 10 円単位（1 円単位四捨五入）の運賃とする。IC カードを使用した方がお得となるよう設定する。

委員：もし消費税率が 10% になったときは、同様に上げるのか。

事業者：おそらくそうなる。そのようなことに備えて、この段階で IC 運賃を導入する。

会長：タクシーはどうか。

委員：国が運賃の上限下限を示すと思う。事業者はその運賃の範囲内で決定して届け出る。

委員：この路線は自主路線なのか。協議にかけるのはすべての路線なのか。他の秩父地区の路線はどうするのか。

事業者：原谷線はコミュニティバス「お出かけ楽々バス」。大滝方面の路線は自主路線で、協議運賃については、本会議で諮った経緯がある。今回の会議に諮っていない一般路線は、すでに運賃改定の手続きを済ませている。

議長は、委員からの意見が出尽くしたところで、西武観光バス消費税増税による運賃改定に伴う協議運賃については、本会議で「合意に至った」ことを了承するか委員に諮った。

⇒委員から反対意見もなく、協議が調ったことが承諾された。

(4) 秩父市吉田・大田地区乗合タクシー車両変更について

事務局、事業者より資料により説明。

・車両変更の内容や変更に至った経緯を説明。

事業者：乗合タクシーを導入した当初は、併用が認められなかったが、通達改正で認められるようになったので、今回の会議で承諾をいただきたい。

これに対し、議長は委員に意見を求めた。

委員：確認だが、大丈夫なのか。

委員：大丈夫。20 年の通達では貸切・乗合事業でしか使えなかったが、24 年の通達改正にて併用が認められた。区域運行・デマンド交通は協議案件となるので協議会の協議、承諾が必要となる。

議長は、委員からの意見が出尽くしたところで、秩父市吉田・大田地区乗合タクシー車両変更については、本会議で「合意に至った」ことを了承するか委員に諮った。

⇒委員から反対意見もなく、協議が調ったことが承諾された。

4. その他

特に意見はなく、以上で協議を終了し、会長は議長の座を降りた。

5. 閉会